

## 第10期第4回小金井市男女平等推進審議会（令和4年度第3回）

令和5年1月13日（金）

午前9時30分～11時30分

場所：市役所西庁舎 第五会議室

### 1 報告事項

- (1) 小金井市議会の報告について
- (2) その他

### 2 議 題

- (1) 男女共同参画施策の推進について  
・「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）案
- (2) その他

### 3 その他

#### 配布資料

資料1 小金井市議会の報告について

資料2 10月24日提言案についての委員意見一覧

資料3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）案

資料4 性の多様性講座「思春期世代のLGBTQ～周囲の大人が出来ること～」チラシ

- 第6次男女共同参画行動計画進捗状況調査報告書（令和3年度実績）
- 苦情・相談処理状況報告書（令和3年度）
- 第10期第4回小金井市男女平等推進審議会（令和4年度第3回）会議録（令和4年10月24日開催）

小金井市議会の報告について

1 令和4年第4回市議会定例会（令和4年12月16日～26日）

2 閉会中の総務企画委員会

(1) 令和5年1月11日（水）

会派	質問議員	質問の要旨
日本共産党 小金井市議 団	水上洋志 委員	3 陳情第57号について。陳情者の苦情申出に 対して、市が処理結果を示してから約1年半経 過している。それを踏まえて、市は、どのよう な対策を講じたのか。

10/24提言案についての委員意見一覧(10/24審議会意見及び後日意見を含む)

	10/24提言案	意見及び追加修正案	1/13提言案	
	該当箇所		該当箇所	補足(事務局)
1	全体	数字3桁を全角から半角に	全体	行政文書仕様で「全角」で作成しています。審議会の場で半角意見が多ければ修正は可能です。
2	全体	全体的に一文が長く読みづらい。基本的に「行動計画」を基にした提言になるので、第6次行動計画の2回目の事業評価であることを明記し、簡略化できる部分は削除し、わかり易い文章にして欲しい。	全体	手直した箇所は、文章を短めにしました。
3	無	審議会として市長に提言なりしていくに当たって、審議会としてはきちんと審議した結果ですという前提を入れる意味で、形式的にはなるが、削除しないで入れた方が良い。	2頁 「2 審議会の経過」	2「審議会の経過」を追加しました。
4	2頁 2(1)①	事業評価のことについて、定量・定性評価の視点で分かりやすい作りとなっていますという、評価をしているが、「自己評価と効果」欄の記載の仕方が、所管課の担当者の認識によってばらばらという気がする。 定量評価ではできないところを、定性評価で行う視点でカバーしている形で書いている課もあれば、中途半端な感じで書いている課もあるので、ここで書いるようなことが、きちっと行われていない部分もあるので、書くならばもう少し表現ぶりを変えたほうがいい。	2頁 3(1)①	①にタイトルを付け、「調査報告書の記載について」に変更し、内容も改めました。
5	2頁 2(1)①	調査票「1」が何を示しているのかわかり難い。表として示している調査票のことだと察するが、すっきりと、わかり易く表現して欲しい。	2頁 3(1)①	
6	2頁 2(1)②③	コロナ感染状況の影響による事業の実施～状況の変化、評価、今後の期待が羅列的に書かれている。要点を整理してわかりやすく。	2頁 3(1)②	②③を統合して②とし、文章を改めました。

	10/24提言案	意見及び追加修正案	1/13提言案	
	該当箇所		該当箇所	補足(事務局)
7	無	審議会の回数を1回でも2回でも増やして欲しい。15分のヒアリングの質疑応答も時間切れ、審議会後の持ち帰りも膨大。十分な検討ができない。	3頁 3(1)③	追加しました。
8	3頁 (2)(3)	施策事業は、行動計画の施策事業No.ではなく、担当課名で記載したほうが、評価された担当課にも、他部署にも、市民にもわかり易いので良い。	3～4頁 (2)(3)	事業No.もあると行動計画と照合できるので、担当課を追加しました。
9	3頁 (2)(3)	～事業等の「等」は不要	3頁 (2)(3)	削除しました。
10	無	「父親向け交流事業の推進(No.70事業) 土日等に開催する児童館での父親参加を促した子育てひろば事業は、コロナ感染下にもかかわらず、前年比が+14回でした。今後とも男性の育児参加を促し、男女ともにワークライフバランスのとれた市民生活が送れることを望みます。」	3頁 (2)①	①として追加しました。
11	3頁 (3)①外国人相談について	外国人相談は様々な相談要素がある。最終的にこの基本計画の中で目指しているのは、人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現を目指すという視点の中で、1つの活動としては確かに、外国人相談の視点も当然あると思うが、最終的には、男女参画の実現に向けてというのがメインになってくる中で、外国人相談をあえて出していく必要があるのかなという視点で項目を検討してもらいたい。ここに入れる理由(趣旨)があれば、これはこれでいいのかなと思うが。	3頁 (3)①外国人相談について	他委員からご意見がありませんでしたので、とりあえず内容を若干修正して残しています。

10/24提言案		意見及び追加修正案	1/13提言案	
該当箇所			該当箇所	補足(事務局)
12	3頁 (3)①外国人 相談について	行動計画の多文化共生のまちづくり施策事業(No.13~16)以上に、「子どもの権利」の視点から考えると小・中学校における日本語を母国語としない子どもたちへの日本語教育サポートは必須です。多文化共生の国際交流や公民館での成人向け日本語教室はあっても、と小・中学校を受けるために必要な日本語学習支援がないと、学校での学習が困難になる。日本語学習サポートがないために、小金井市への転入を諦められたケースもあり、今後の大きな課題として問題提起しておきます。	無	施策事業に直接結びついたご意見ではないため提言に入れるのは難しいと考えます。
13	無	「国内研修事業への参加の促進(No.93事業) 令和2年度の調査報告書(No.94事業)とまったく同じ表記。ここ数年参加者0が続いていると思われるが「地域における女性のエンパワーメントの拡大」を謳うのであれば、周知方法はもちろんのこと、エンパワーを必要としている女性の真のニーズを把握し、具体的施策の見直しが求められると思います。」	3頁 (3)に②を追加	「国内研修事業」について検討が必要という内容で追加しました。
14	4頁最終行 ～	「～できるようになり、性的少数者の方々の利便性が大きく前進したと言えます(又は前進しました)」	5頁5行目	「～全身したと言えます」修正しました。
15	5頁3行目	「性のあり方がグラデーション」を日本語に	5頁7行目	「性のあり方が多様」に修正しました。
16	5頁 終わりに	提言の容量が多いこと及び小金井市の実情が薄まるため、1行目から10行目までは不要。最近の法整備についてはP4の3で触れているので、ここは不要。	5頁 終わりに	左のとおり修正しました。

令和5年〇月〇〇日

小金井市長 白井 亨 様

小金井市男女平等推進審議会  
会長 倉持 清美

「小金井市第6次男女共同参画行動計画」の推進について（提言）

小金井市男女平等推進審議会（第10期）は、下記の事項について、別紙のとおり提言いたします。

## 記

- 1 はじめに
- 2 審議の経過
- 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画状況調査報告書（令和3年度実績）」  
に対する評価及び意見について
  - (1) 総評
  - (2) 評価できる事業等
  - (3) 検討や改善を望む事業等
- 4 （仮称）男女平等推進センターについて
- 5 性の多様性への理解促進に向けた取り組み
- 6 終わりに

## 1 はじめに

小金井市は、第5次男女共同参画行動計画（以下「第5次行動計画」という。）中に改正された法律や社会情勢の変化に対応するとともに、これまでに取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として「小金井市第6次男女共同参画行動計画」（以下「第6次行動計画」という。）を策定しました。基本理念のもとに3つの基本目標を定め、計110項目の施策事業を掲げ展開しています。市は、施策事業の進捗を年次ごとに確認し、男女平等社会の形成の現況及び男女共同参画施策の実施状況について進捗状況調査報告書を作成し公表しています。

小金井市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）は、小金井市男女平等基本条例第11条に基づき、市から提出された進捗状況調査報告書について、男女平等社会の形成の観点から評価及び意見を述べ、次年度以降の男女共同参画施策に活かされるように、提言書として市長に提出します。

## 2 審議の経過

審議会(第10期)の任期は、令和4年1月23日から令和6年1月22日の2年間です。令和4年1月から令和5年12月を任期前半として、審議会を5回開催しました。

本提言書は、任期前半にあたる令和4年度の審議内容について、まとめたものです。この間の審議会は、新型コロナウイルス感染症に留意しつつ、対面による会議を開催しました。

## 3 「小金井市第6次男女共同参画行動計画状況調査報告書（令和3年度実績）」に対する評価及び意見について

### (1) 総評

#### ① 調査報告書の記載について

第6次行動計画の調査報告書は、第5次行動計画の書式を踏襲しており、「実施した内容」欄には数値結果を記載し、「自己評価と効果の理由」欄には、得られた効果や達成度の理由を記載しています。しかしながら「自己評価と効果の理由」欄に書かれた内容を見ると、数値結果を補う視点で定性評価を書いている課もあれば、中途半端な書き方になっている課もありました。各担当課の書き方に統一性がないと、報告書全体にも影響が生じますので、状況調査の所管課は、その点に留意して、記載方法について担当課に助言等を行うようにしてください。

#### ② 新型コロナウイルス感染症の事業に関わる影響について

令和3年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止や規模縮小をせざるを得なかった施策事業がみられましたが、担当課の創意工夫等により継続や再開できた事業もありました。その一方で、中止や縮小事業

についての総括や、今後の対応策や取組みのコメントが少なかったのが残念でした。男女共同参画施策は、継続して推進していくことに意義がありますので、今後も途切れることなく施策が継続できる対策を、予め検討しておく必要があると考えます。

③ 審議会の開催回数

進捗状況調査報告書を十分に審議するために、審議会の開催回数を増やしてください。

(2) 評価できる事業

① 父親向け交流事業の推進（事業No.70、児童青少年課）

土日等に開催する児童館での父親参加を促した子育てひろば事業は、コロナ感染下にもかかわらず、前年比14回増でした。今後とも男性の育児参加を促し、男女ともにワーク・ライフ・バランスのとれた市民生活が送れることを望みます。

② 家族介護者への支援の充実（事業No.71、介護福祉課）

男性のための介護者サポーター養成講座の新設や、家族向け介護教室に男性介護者も参加し易いテーマを取り入れるなどは、介護者に固定的な性別役割分担が無いことを市民に改めて理解してもらう機会にもなりますので、良い企画でした。男性自身が男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについての認識を深め、意識改革が進むことで、女性のワーク・ライフ・バランスの実現に繋がりますので、今後の事業展開に期待します。

③ 働きやすい職場環境の整備（事業No.105、職員課）

施策事業の自己評価は「B」評価でしたが、男性の育休休業取得率は、前年度の40%から73.3%と飛躍的に伸びています。取得率向上のための担当課の周知手法や努力が成果に繋がっているものと感じます。素晴らしいです。取得日数は、まだ男女差が大きいものと推察されますが、継続的な周知に加え、育休取得経験者の話を共有する事により、さらなる取得率、取得日数の向上が期待できると考えます。

(3) 検討・改善を望む事業

① 外国人相談の実施（事業No.16、広報秘書課）

日本語を母国語としない市民の方が日常生活で生じる様々な困難は、言語の障壁を別にしても、日本人同様に保育、子育て、健康医療、教育、生活困窮等々、多岐に渡ると推測されます。しかしながら、外国人相談の実績がない状態が続いていることを考えると、当事者にアプローチできる別の手法の検討が必要ではないかと思えます。

② 国内研修事業への参加の促進（事業No.93、企画政策課）

ここ数年、研修事業への補助申請者がいない状況が続いていると思われる。周知方法はもちろんですが、施策の見直しも含めて検討が必要ではな



いかと考えます。

### ③ 審議会委員等への女性の登用の促進（事業No.97、企画政策課）

審議会委員等への女性の登用については、この数年は微増ながらも増加傾向にあることは一定評価に値します。しかし、第6次行動計画の目標が女性参画率50%であること及び女性を含まない委員会等があることを鑑みれば、達成までにはまだ道のは遠いと言えます。すべての審議会等において、男女双方の視点で多様化・複雑化している現代社会の課題解決に向けた取り組みができるように、クォーター制を取り入れるなど、男女の比率均等に向けて更なる努力が必要です。

## 3 （仮称）男女平等推進センターについて

（仮称）男女平等推進センターについては、小金井市男女平等基本条例第22条に拠点機能の整備等として設置することが明記されており、第5次小金井市前期基本計画及び、第6次行動計画にも、（仮称）男女平等推進センターの検討が掲げられています。審議会からは令和2年1月22日付け「第5次男女共同参画行動計画の推進及び今後の事業評価と進捗管理について（提言）」において、（仮称）男女平等推進センターのあり方について、センター機能等を含む具体的な提言しました。しかしながら、条例制定から約20年を経過してもなお、設置に向けた具体的な検討には至っていません。

男女共同参画施策については、男女共同参画室が中心となり、行政、市民、事業者、各団体等と協力・連携して進めています。多様化した現代社会において男女共同参画社会を実現するための役割は重要性を増していると考えます。これは、小金井市に限った問題ではなく、最近の法整備等「AV出演被害防止・救済法」（令和4年6月23日施行）、東京都のパートナーシップ宣誓制度導入（令和4年11月1日施行）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年5月19日成立）等の動向をみただけでも明らかです。

市では、市庁舎及び福祉会館建設に関連して、現在の本庁舎等を含む公共施設の跡地利用等の検討が始まっています。都内26市中、男女平等参画センター等を設置している自治体は18自治体あります。本市の第6次行動計画の基本理念である「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現」を目指すために、（仮称）男女平等推進センターの検討も進めていただくことを強く要望します。

## 4 性の多様性への理解促進に向けた取り組み

第6次行動計画には、施策事業として「パートナーシップ宣誓制度」「性の多様性に関する研修会等の実施」が盛り込まれました。小金井市では、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、多様な性自認や性的指向を持つ性

的少数者の方への理解促進を進めるために、令和2年10月にパートナーシップ宣誓制度を導入し、さらに令和4年11月に開始した東京都のパートナーシップ宣誓制度と連携協定も締結しました。これにより、本市で宣誓制度を利用者された方も東京都の制度がほぼ活用できるようになり、これは、性的少数者の方々の利便性が大きく前進したと言えます。

また、性の多様性への理解促進のためには、市民への正しい知識や情報取得の方法を周知することも必要です。性のあり方が多様であることや、性的少数者の方々が直面しやすい困りごと、相談を受けた場合どうしたら良いか、等々を知っておくことで、性的少数者の方を特別な存在ではなく、その人の個性として受け止められることができるようになると考えます。令和3年度には初めて市民向け講座として「性の多様性への理解促進講座」も実施されましたので、今後も、研修会や講座等をとおして、市民周知に努めていただくように要望します。

## 5 終わりに

第6次行動計画の基本理念を軸とした、人権尊重とワーク・ライフ・バランスを中心として、今後も引き続き各施策事業に取り組み、男女共同参画の推進に努められることを望みます。

小金井市男女平等推進審議会（第10期）委員名簿

会 長	倉 持 清 美	副会長	川 原 美 紀
委 員	安 藤 能 子	委 員	塩 原 真 一
	石 田 静 子		降 旗 優 次
	井 口 よう子		牧 野 ま や
	永 並 和 子		吉 田 孝

(名簿は各五十音順)